

令和7年度 松山市立姫山小学校いじめ防止基本方針

令和7年5月7日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、本校では、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないように児童理解に努め、いじめの防止のための対策を行う。いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携を強化し、いじめ問題を根絶することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任
学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

P T A
主任児童委員
学校評議員等

【外部専門家】

教育支援センター
警察署 弁護士
スクールカウンセラー等

【関係機関】

松山市こども相談課
愛媛県福祉総合支援センター
医療機関
松山市教育委員会
愛媛大学

【いじめ防止】

- ① いじめの重大性を全教職員で認識し、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用しながら校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上に努める。
- ③ 人権教育の充実を図り、互いを思いやり生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- ⑥ 松山市小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ ネットを介したいじめやトラブルを防ぐためのまつやま子ども行動宣言2022「送る前に受け取る人の気持ちを考えよう・一人で抱え込まず、誰かに相談しよう・家族と使い方のルールを決めよう」を活用し、いじめゼロに向けての意識を高める。
- ⑧ 家庭やPTA、地域の関係機関とともに、いじめ問題等について協議する機会「いじめ防止対策委員会」を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域に周知を図る。
- ⑩ 毎月10日を「いじめ0の日」とし、いじめをなくし、友達と仲よく過ごすための取組を実施する。
- ⑪ 県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイ」への参加を通して、児童が主体的に行ういじめ防止や絆づくりを推進する。
- ⑫ 「ジブンミカタプログラム」を活用して、他者とのよりよい関係を築く力を育成するとともに、学級づくりの支援等に役立てる(高学年)。

【いじめ防止対策年間計画】

一学期		年度始め「いじめ防止対策委員会」(含保護者地域等)・・・学校いじめ防止基本方針の策定、改訂					
いじめ防止対策委員会	①生徒指導に関する校内研修	・教育相談→個別懇談	勝山地区健全育成会	ジブンミカタプログラム (毎月実施) 学校生活アンケート (高学年のみ実施)	縦割り班活動	特別活動	児童会活動
	・人権参観日(人権集会)		地区集会				
	②いじめに関する校内研修	・教育相談→個別懇談	勝山地区健全育成会				
三学期	③生徒指導に関する校内研修	・教育相談					
		年度末「いじめ防止対策委員会」(含保護者地域等)・・・学校いじめ防止基本方針の検証					

毎月一〇日

「いじめ0の日」の取組

人権・道徳教育の充実

【早期発見】

- ① 児童に関する情報をいつも共有できるように、職員間で何でも話し合える雰囲気をつくる。また、職員会議や生徒指導部会等の機会を有効に活用していく。
- ② 毎月実施する「学校生活アンケート」や「ジブンミカタプログラム※」を活用することで、日頃より児童の実態把握に努め、児童理解や問題の早期発見に役立てる。また、家庭と連携しながら児童の変容にいち早く気付けるように努める。
- ③ 毎月教育相談週間を設定し、児童の悩みを受け止めることができる相談体制を整備する。また、スクールカウンセラーとも連携し、情報収集に努める。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」を毎日確認し、教師に直接相談をもちかけられない児童やいじめを発見した児童や保護者からの通報等、いじめに関する情報を幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談」等）について、周知を図る。

※ 高学年のみ実施

【いじめに対する対応】

- ① 初期対応
いじめと思われる行為を発見した際には、その行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際まず、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、迅速な事実関係の把握に努め、保護者と連携して対応する。
- ② 組織的な対応
教職員は、いじめを発見した場合、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに指導體制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童・その保護者への支援
いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケア等の対応を行う。また、正確な情報を保護者へ伝え、情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導・その保護者への対応
いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合には、再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携を図り、保護者の同意を得た上で出席停止等の措置も含め、毅然とした対応を行う。また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図る。
- ⑤ いじめ実態調査
アンケート調査を実施し、その結果を受けて聞き取り調査を行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
傍観者に対しても、自分の問題としてとらえさせるような指導を行う。いじめは絶対に許されない行為であるということを理解させる。
- ⑦ ネット上へのいじめの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることで未然防止に努める。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡をした後、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し、援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
いじめの重大事態であると判断した場合、学校は上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、組織を設け調査を行う。調査を実施した際には、当該調査に係る情報を、児童や保護者に速やかに報告し、情報の共有を図る。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの心の変化に気付きましょう。 ○ 些細なことでも迷わず学校に相談し、協力して問題の解決にあたきましょう。 ○ 「いじめる側・傍観者」にならないよう日頃より子どもと機会をとらえて話をしましょう。 ○ 被害にあったら、学校や警察等の諸機関に相談しましょう。
地域に求めること	○ 子どもたちに温かい言葉掛けをしましょう。 ○ いじめ等の行為を発見したら、その場で指導した後、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 地域社会が、子どもたちにとって安心して生活できる場となるように心掛けましょう。